

(配布用)

令和4年 第3回

甲賀広域行政組合議会

定例会 会議録

令和4年10月14日
於 甲賀広域行政組合庁舎

令和4年第3回甲賀広域行政組合議会定例会会議録

令和4年第3回甲賀広域行政組合議会定例会は、令和4年10月14日、甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合庁舎に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

1番 西村 慧

2番 堀 郁子

3番 田中新人

4番 小河文人

5番 山岡光広

6番 松井圭子

7番 大島正秀

8番 赤祖父裕美

9番 加藤貞一郎

10番 松原栄樹

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

出席議員は、不応招議員と同じ

5 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

管理者 生田 邦夫

副管理者 岩永 裕貴

監査委員 山川 宏治

会計管理者 藤田 文義

事務局長 水野 誠治

事務局次長 川島 辰道

総務課長 中島 史尚

衛生課長 松本 博彰

衛生センター所長 中溝 慶一

消防長 本田 修二

消防次長兼危機管理課長 菊田 和広

消防次長兼水口消防署長 西出 敏夫

消防次長兼湖南中央消防署長 松田 武比古

消防総務課長 西澤 卓也

6 本会議の書記は、次のとおりである。

山本 恵美子

水田 雅子

小林 慎司

7 議事日程は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第7号 甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について専決処分につき承認を求める
ことについて
日程第4 議案第8号 令和3年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定
について
日程第5 議案第9号 令和4年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
日程第6 一般質問について
- 8 会議事件は、次のとおりである。
会議事件は、議事日程のとおりである。
- 9 会議の次第は、次のとおりである。

（開会 午前9時31分）

議 長（田中新人） 組合議員の皆様方、本日は何かと御多用の中、組合議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

日頃より、本組合議会に対し御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。組合議会といたしましても、甲賀、湖南14万余りの市民が安全、安心して暮らせるまちをつくるため、今後も公正かつ円満な議会運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

後刻、諸議案が提出されますが、何とぞ慎重審議の上、御議決いただけるようお願いいたします。あわせて、本議会の式次第が粛々とできますよう、各段の御協力をお願いし、挨拶いたします。

ただいまから令和4年第3回甲賀広域行政組合議会定例会を開会いたします。会議に先立ち、管理者から挨拶があります。

管理者。

管 理 者（生田邦夫） 本日、令和4年第3回甲賀広域行政組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙の中、御参集賜り誠にありがとうございます。

それでは、当面の報告を兼ねて、御挨拶をさせていただきます。

まず、衛生関係では、令和2年度末から実施しております、ごみ処理施設基幹的設備改良工事の進捗状況について報告いたします。

本年度の主な工事内容は、2系焼却炉の据付けと1系焼却炉の撤去となりますが、現在2系焼却炉の据付け工事が終了し、10月中旬から試運転を開始し、性能確認等を行ってまいります。年明けからは、1系焼却炉の撤去工事を行う予定であります。

また、先般、6月から7月にかけて、焼却灰処理の灰の固化設備など共通系設備工事のため、25日間、全焼却炉を停止いたしました。その間、搬入されたごみを外部の民間の処理施設に搬出をいたしました。関係市、関係機関、また、住民の皆さんの協力の下、当初の計画から1日短縮した20日間の搬出となり、適正に実施することができました。

また、昨年度に工事が終了した3系焼却炉は順調に稼働しており、効率的かつ安定した焼却を実現することができております。

今後も引き続き、適切な工事の進捗管理に努めてまいります。

続きまして、消防関係につきましては、新型コロナウイルス感染症の第7波

の影響、また猛暑による熱中症により、救急出動件数が大幅に増え、8月における救急活動は例年になく多忙な状況でございました。

引き続き、感染防止対策の徹底を図るとともに、日常業務や私生活においても、職員一人一人が感染防止に取り組みながら、消防行政の推進を図り、今後も全職員が一致団結し、災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

さて、本日提案いたしますのは、条例の専決案件1件、令和3年度決算の認定、令和4年度補正予算案件1件、合計3件でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（田中新人） ただいまの出席議員は10名です。

これから、本日の会議を開きます。

（議会成立 午前9時35分）

議 長（田中新人） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

議 長（田中新人） 議事に先立ち、諸般の報告をします。

管理者から議会の委任による専決処分についての報告が1件ありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から定期監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告が6件ありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

議 長（田中新人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、10番、松原栄樹議員、1番、西村慧議員を指名します。

議 長（田中新人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（田中新人） 異議なしと認めます。

したがって、会議は本日1日限りに決定しました。

議 長（田中新人） 日程第3、議案第7号、甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者（生田邦夫） 議案の第7号の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、令和4年10月1日に施行されることに伴い、必要な規定の整理を行うとともに、国の非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和されることなどから、甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものですが、9月中の議会開会は、日程調整も困難であったため、地方自治法第179条第1項を適用し、管理者の専決処分としたものであります。

主な改正内容については、まず、非常勤職員がその養育する子供の出生から、57日間以内に育児休業をしようとする場合の要件のうち、勤務日数に係るもの以外の要件について、子の出生の日から57日間の期間の末日から6箇月を経過する日までに任期が満了すること及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでないこととします。

また、非常勤職員がその子が1歳6か月又は2歳に達する日まで育児休業を

することができる場合に、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日を育児休業の期間の初日とする場合を追加することとします。すみません、ちょっとややこしいです。

次に、職員が再度の育児休業することができる場合の特別の事情から、育児休業等計画書により申し出た場合で、育児休業の終了後3箇月以上の期間を経過したこととの事情を削除することとします。

また、職員が再度の育児休業をすることができる場合の特別の事情のうち、その任期の末日を期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期が更新されること等に伴い、当該更新前の任期の末日の翌日等を育児休業の期間の初日とするなどの事情について、その対象職員を非常勤職員から任期を定めて採用された職員に拡大することとします。

その他必要な規定の整理を行い、この条例の施行日前に育児休業等の計画書を提出した職員に対する規定の適用は従前の例によるものとする経過措置を定めます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。すみません、ややこしいことを言いますが、よろしく願います。

議 長（田中新人） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（田中新人） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第7号、甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分につき承認を求めることについてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

議 長（田中新人） 挙手全員です。

したがって、議案第7号、甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分につき承認を求めることについては、原案通り承認されました。

議 長（田中新人） 日程第4、議案第8号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者（生田邦夫） 議案第8号の提案理由を御説明申し上げます。

令和3年度一般会計歳入歳出決算が、会計管理者から本職宛てに提出があり、去る8月22日に監査委員の審査を受けましたので、地方自治法の第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、関係書類と併せて議会に上程し、認定をお願いするものであります。

令和3年度の決算状況につきましては、歳入総額が46億2,303万4,000円、歳出総額が45億7,337万6,000円で、歳入歳出の差引き額は、4,965万8,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源100万円を差し引いた実質収支額は、4,865万8,000円となりました。

歳入におきましては、収入の約61パーセントを占める両市からの負担金28億2,298万円のほか、し尿処理、ごみ処分手数料や、消防に係る許認可事務、証明手数料など、使用料及び手数料として、3億7,361万円を収入いた

しました。

国庫支出金として、衛生関係で、循環型社会形成推進交付金を3億4,365万3,000円。消防関係で、緊急消防援助隊設備整備費補助金を1,351万8,000円収入いたしました。

諸収入におきましては、市指定のごみ袋に係る収入、県の防災航空隊派遣に係る助成金及び交付金、高速道路支弁金など、合わせて2億647万7,000円を収入いたしました。

また、衛生関係のごみ処理施設基幹的設備改良事業、消防関係の災害対応特殊救急自動車の更新、消防ポンプ自動車の更新に係る地方債を合わせて、8億1,540万円を借り入れました。

財産収入では、鉄スクラップの売払いに伴う7万8,000円を収入いたしました。

次に、歳出におきましては、前年度と比べて、11億415万8,000円の増額となりました。

総務費では、職員1名分の給料などを、消防部局からの出向により消防費から支出したことなどにより、前年度比615万2,000円の減額となる6,443万9,000円を支出いたしました。

衛生費では、生し尿及び浄化槽汚泥を年間約2万5,000キロリットル、一般可燃ごみを年間約3万6,000トン処理いたしました。

職員数の減少などによる人件費、施設の通常補修に伴う維持補修費は減額となりましたが、ごみ処理施設の基幹的設備改良工事に伴う普通建設事業費及び外部への搬出に係る物件費が増額となり、前年度比12億8,641万9,000円の増額となる23億2,075万5,000円を支出いたしました。

次に、消防費におきましては、経費の大半を占める消防職員の人件費をはじめ、湖南中央消防署湖南石部分署に配備の災害対応特殊救急自動車の更新、甲南消防署配備の消防ポンプ自動車の更新、搬送用アイソレーター装置の購入など、消防力の充実強化を図り、年度ごとの事業費の違いにより、前年度比7,229万4,000円の減額となる17億7,902万8,000円を支出いたしました。

公債費におきましては、地方債に係る元金償還及び利子として、4億849万3,000円を支出いたしました。

なお、細部につきましては、事務局から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（田中新人） 事務局に対し、細部説明を求めます。

事務局長。

事務局長（水野誠治） ただいま上程いたしました議案第8号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算について、配付資料の決算書にて、細部を説明いたします。配付資料の決算書1、2ページをお目通し願います。

最下段に記載の歳入合計について、予算現額46億1,119万1,000円、調定額46億2,303万4,725円、収入済額46億2,303万4,725円、不納欠損額、収入未済額、いずれもなし。予算現額と収入済額の比較は1,184万3,725円となり、前年度対比では31.47パーセント、額にして11億649万8,358円の増となっております。

3、4ページ、最下段の歳出合計を御確認願います。

予算現計額46億1,119万1,000円、支出済額45億7,337万6,364円、翌年度繰越額100万円。不用額は3,681万4,636円。予算現額と支出済額との比較は、3,781万4,636円となりました。

翌年度繰越額100万円については、消防費において、消防本部3階、女子

仮眠室パーテーション取付けに係る工事の財源として、繰越明許したものでございます。

5、6ページをお目通し願います。

ただいま申し上げましたとおり、歳入総額は46億2,303万4,725円、歳出総額は45億7,337万6,364円。歳入歳出の差引き残金は4,965万8,361円となり、令和4年度に繰り越します。

続きまして、事項別明細書にて、歳入について款別に詳細に説明いたします。

7、8ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、総額28億2,298万円を収入しております。前年度と比較しますと、3.31パーセント、9,035万3,000円の増額です。

議会、総務、衛生、消防の各事業ごとに定められた負担金分賦割合に応じ、御負担をいただいております。甲賀市においては18億3,706万9,500円、湖南市においては9億8,591万500円となりました。昨年より2億7,886万1,000円の増額になった基幹的設備改良事業の負担金が大きく伸び、2億8,268万円です。

2款使用料及び手数料、9、10ページをお願いいたします。

行政財産使用料、清掃手数料、消防関係の手数料として、総額3億7,361万120円を収入いたしました。消防関係では、当初予算より12万6,400円増額の762万6,400円の申請、証明手数料を収入しましたが、衛生関係で、し尿処理手数料が前年度比7.16パーセント減の615万8,400円、ごみ処分手数料が前年度比2.38パーセント減の2億7,241万1,720円となったこと等から、前年比と比較して、3.46パーセント、1,337万6,030円の減額となっております。

要因としては、前年度と同様に、事業系のごみ搬入量が減少したことや下水道の普及によることと推測しております。

3款国庫支出金、11、12ページをお願いいたします。

総額3億5,717万1,000円を収入しております。

衛生関係ごみ処理施設基幹的設備改良事業に係る循環型社会形成推進交付金3億4,365万3,000円、消防関係の災害対応特殊救急自動車の更新や搬送用アイソレーター装置の購入に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金を合わせて、1,351万8,000円を収入いたしました。

4款繰越金は、前年度繰越金4,731万8,724円です。前年度比8.07パーセント、353万4,489円の増となります。

5款諸収入、13、14ページをお願いいたします。

総額2億647万6,418円を収入いたしました。前年度比4パーセント、793万3,553円の増額です。内訳は、預金利子、雑入及び弁償金です。

主なものとして、雑入で、衛生関係、市指定ごみ袋収入1億7,053万2,400円。前年度比6.11パーセント、額にして981万7,600円の増。消防関係で、高速道路支弁金972万8,370円。消防関係広告料20万円などを収入しております。

また、弁償金は、総額152万5,700円を収入いたしました。

衛生センターの可燃性粗大ごみ破碎設備の火災に対する弁償金で、108万9,000円などの収入になります。

6款組合債、15、16ページをお願いいたします。

総額8億1,540万円です。衛生関係、基幹的設備改良事業に7億6,960万円。これは滋賀銀行水口支店より借り受けております。

また、消防関係、災害対応特殊救急自動車の更新に1,170万円。消防ポンプ自動車の更新に3,410万円を借り受けしました。これについては、全国自

治協会になります。

7款財産収入、15、16ページをお願いいたします。

総額7万8,463円を収入いたしました。鉄スクラップの売払いによる収入でございます。

最下段になります。これら予算現額46億1,119万1,000円、調定額46億2,303万4,725円に対し、同額を収入しており、不納欠損額、収入未償額はございません。

続いて、歳出について説明いたします。17、18ページを御覧ください。

1款議会費、現計予算額72万4,000円に対し、66万1,186円を支出、不用額6万2,814円、執行率は91.32パーセントです。議員報酬、費用弁償ほか、議会の開会に要する費用を支出しております。

なお、令和3年度において、定例会2回、臨時会3回の5回を開催しております。

2款総務費、現計予算額6,568万8,000円に対し、6,443万9,327円を支出、不用額は124万8,673円で、執行率は97.00パーセントです。

1項総務管理費、現計予算額6,549万9,000円に対し、6,426万5,762円を支出、不用額は123万3,238円です。執行率は98.12パーセントです。総務課の職員の人件費のほか、組合全般に係る人事給与、財務会計等の管理事務に要する費用を支出しております。

2項監査委員費、21、22ページを御覧ください。

現計予算額18万9,000円に対し、17万3,565円を支出、不用額は1万5,435円、執行率は91.83パーセントです。

監査に要する費用として、監査委員報酬と都市監査委員会の会費、負担金等を支出しております。

令和3年度においても、コロナ禍で会議、研修会が中止となったため、支出が減少いたしております。

2款衛生費、23、24ページの中段から御覧ください。

歳出総額の50.75パーセントとなり、現計予算額23億4,409万7,000円に対し、23億2,075万5,119円を支出、不用額は2,334万1,881円となり、99.0パーセントの執行率です。前年度から12億8,641万9,684円、率にして124.37パーセントの増となっております。

これは基幹的設備改良事業として、工事全体の事業費や全焼却炉停止に伴うごみの外部搬出の処理費用により増加したものでございます。

衛生費の細部内容として、1目清掃総務費になります。23、24ページをお願いいたします。

現計予算額3億4,736万円に対し、3億4,331万8,358円を支出、不用額は404万1,642円、執行率は98.83パーセントです。

衛生業務の職員に係る人件費、し尿くみ取り業務の業務委託、排ガス、水質等の分析業務に関する経費等を支出しております。

2目し尿処理費、29、30ページをお願いします。衛生センター第1施設で行っているし尿、浄化槽汚泥の処理に要する費用です。

現計予算額1億154万6,000円に対し、9,717万5,489円を支出、不用額437万511円です。執行率は95.70パーセント。消耗品費、光熱水費、薬剤などのランニングコストになります。

また、12節委託料では、民間に委託している経費のし尿処理施設運転管理業務委託に2,260万5,000円を支出しております。

3目ごみ処理費、31ページから36ページになります。

衛生センター第2施設で行っている可燃性ごみ等の処理に要する経費を支出しました。

現計予算額4億9,931万2,000円に対し、4億9,318万1,997円を支出、不用額は613万3円です。執行率は98.77パーセントです。消耗品、光熱水費、薬剤費等ほか、市指定ごみ袋の印刷費に3,552万8,150円、販売手数料として3,436万1,486円の支出をしております。

また、焼却灰の処分手数料として、4,128万4,760円、運搬業務委託費に3,425万4,088円を支出しました。

行政改革として、退職不補充、民間活力導入の観点から、ごみ処理施設の一部の業務を民間へ委託を進めております。

33、34ページの12節委託料。ごみ処理受入業務委託に230万7,262円、これはシルバー人材センター。搬入車両誘導等業務委託に554万2,680円、これはJAゆうハート。粗大処理・焼却灰処理施設運転管理委託1,023万円、これはミザック株式会社など、民間へ委託し、支出しております。

工事請負費については、稼働中の施設の性能維持、安定処理のため、定期点検整備工事費として8,558万円を支出しました。

4目ごみ処理施設整備事業費、35、36ページを御覧ください。

基幹的設備改良事業に係る経費です。現計予算額13億9,587万9,000円に対し、13億8,707万9,275円を支出、不用額は879万9,725円、執行率は99.37パーセントです。

令和3年度は、総事業費割合の29.35パーセントで、設計施工監理業務費として755万3,700円、本体工事費に12億9,459万円、全焼却炉停止に際したごみ搬出処理に8,296万5,575円、搬出先の自治体への負担金として197万円を支出しております。

4款消防費、35、36ページの中段からお願いいたします。

17億8,943万9,000円の現計予算額で、支出額は17億7,902万7,882円、99.42パーセントの執行率です。

決算概要でも触れましたが、消防本部3階、女子仮眠室パーテーション取付工事に係る財源100万円を繰越明許に設定したことで、不用額は941万1,118円になります。

1日常備消防費、現計予算額16億3,805万8,000円に対し、16億3,026万9,324円の支出、不用額は778万8,676円です。執行率は99.52パーセントです。

消防職員203名に係る人件費、研修費、旅費、貸与品費、各消防署間をつなぐ回線をはじめとする通信運搬費、庁舎管理費等を支出しております。

2目消防施設費、41、42ページの中段からお願いいたします。

現計予算額1億5,050万9,000円に対し、1億4,788万7,358円を支出。繰越明許費100万円、不用額162万1,642円、執行率は98.26パーセントです。

火災、救急、救助等の活動に必要な車両などに係る消耗品、燃料費、点検整備費用、備品等の経費に支出しております。主なものとして、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線施設保守管理業務に2,668万6,000円、消防本部電光掲示板移設工事に473万円、信楽消防署空調設備更新工事に253万円、湖南中央消防署湖南石部分署配備の災害対応特殊救急自動車の更新に2,750万円、甲南消防署配備の消防ポンプ自動車更新に3,806万円、新型コロナ対策として、搬送用アイソレーター装置の購入に140万8,000円などを支出しております。

5款公債費では、4億849万2,850円を支出しました。

内訳として、衛生関係9件、消防関係11件の元金償還4億428万1,336円及び衛生関係10件、消防関係13件、合計23件、421万1,514円の利子の支払いを行っております。

また、令和3年度をもって、平成23年度借入れのし尿処理施設水処理設備の整備であるとか、26年度借入れの消防救急デジタル無線整備事業、高規格救急車に係る償還が終了しております。

6款予備費、45、46ページをお願いします。

45万3,000円を総務費に充当し、衛生センター駐車場の倒木事故に係る賠償金として、予備費から支出しております。

以上、歳出は、予算現額46億1,119万1,000円に対し、支出済額45億7,337万6,364円、繰越明許に係る翌年度繰越額100万円により、不用額は3,681万4,636円となりました。

57、58ページをお願いします。歳入歳出の構成割合を円グラフでお示しております。

歳入は、構成市からの負担金が61.06パーセントを占めており、国庫支出金は7.73パーセント、自主財源である使用料及び手数料が8.08パーセントといった状況です。

歳出は、衛生費が50.75パーセント、消防費が38.90パーセント、公債費が8.93パーセント、総務費が1.41パーセントといった状況です。

61、62ページでは、歳出を性質別経費分析表で示しております。

最下段に、人件費38.75パーセント、物件費17.98パーセント、維持補修費に3.23パーセント、投資的経費である普通建設事業費に30.07パーセントといった構成を示しております。

63、64ページでは、地方債現債額の調書になります。64ページの下に、決算年度末現在の残高内訳を記載しております。

前年度末からは、4億1,111万9,000円、率にして33.77パーセントの増加をしている状況です。衛生債の既存建設分、消防債の消防車両の更新、消防施設整備に係る償還が順調に進んでおりますが、ごみ処理施設の基幹的設備改良工事に係る今年度借入れ分により増額となったものです。

65、66ページをお願いいたします。決算年度末の債務負担限度額についてでございます。

債務負担限度額は35億1,260万1,000円となっております。翌年度以降に予算計上が必要となる債務負担行為額の総額は、34億9,181万2,000円となります。

内訳としては、し尿処理施設運転管理業務委託6,022万5,000円をはじめ、市指定ごみ袋取扱業務委託7,227万円、基幹的設備改良事業32億1,305万9,000円、ごみ処理施設粗大ごみ処理施設及び焼却灰処理設備管理業務委託1,545万円、可燃ごみ外部搬出処理業務9,298万2,000円、ごみ焼却灰運搬業務委託に3,782万6,000円。

以上、債務負担行為を設定しております。

最後に、決算書69から72ページにおきまして、議会関係、総務関係、衛生関係、消防関係の各決算内訳の表を掲載しております。

以上、令和3年度の甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算につきまして、細部の説明とさせていただきます。以上です。

議長（田中新人） 以上をもって、提案理由の説明及び細部説明を終わります。

ただいま議題となっております、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算について、代表監査委員に審査結果の報告を求めます。

代表監査委員。

監査委員（山川宏治） おはようございます。それでは、本定例会に付議されております、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の審査結果につきまして、その概要を報告いたします。

管理者から提出されました歳入歳出決算について、去る8月22日に決算審査を実施いたしました。

歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書などの書類について、いずれも関係法令に適合しておりました。

また、諸帳簿と照合した結果、計数は正確であり、予算の執行状況及び決算の内容につきましても適正なもの認められるものであります。

なお、本審査は、甲賀広域行政組合監査基準に準拠しております。

それでは、主な内容につきまして報告いたします。

決算概要は、歳入総額4億2,303万4,725円で、歳出総額4億7,337万6,364円です。歳入歳出差引額は4,965万8,361円となり、消防本部3階、女子仮眠室パーテーション取付工事に係る財源100万円を繰越明許していただきますので、実質収支は4,865万8,361円の決算となります。

まず、歳入につきましては、使用料及び手数料として、3億7,361万120円を収入しています。

国庫支出金として、3億5,717万1,000円を収入し、衛生関係の基幹的整備改良事業に係る循環型社会形成推進交付金が3億4,365万3,000円で、消防関係の災害対応特殊救急自動車の更新及び搬送用アイソレーター装置の購入に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金が1,351万8,000円となります。

諸収入として、2億647万6,418円を収入しており、市指定ごみ袋に係る収入が1億7,125万2,400円となります。

ほかに、滋賀県防災航空隊派遣に係る交付金及び助成金として2,087万6,212円を、高速道路支弁金として972万8,370円を収入しています。

また、組合債について、衛生関係、ごみ処理施設基幹的整備改良事業に係る7億6,960万円、消防関係で、災害対応特殊救急自動車の更新に係る1,170万円、消防ポンプ自動車の更新に係る3,410万円を収入しています。

これら以外、収入の大部分の61.06パーセントは、組合を構成している甲賀市、湖南市からの負担金で賄われており、28億2,298万円を収入しております。

続きまして、歳出についてであります。決算額を目的別に見ますと、衛生費は23億2,075万5,119円を執行し、全体の50.75パーセントを占めています。消防費は17億7,902万7,882円で、全体の38.90パーセントとなります。地方債の償還に係る公債費は4億849万2,850円となっています。

性質別に見ますと、職員給与をはじめとする人件費が17億7,183万5,999円で、歳出全体の38.75パーセントを占めております。

次に、ごみ処理施設基幹的整備改良事業、災害対応特殊救急自動車、消防ポンプ自動車の更新などの普通建設事業費が、13億7,531万6,580円で、30.07パーセントを占め、事業委託料、電気、燃料、薬剤費の消費的経費である物件費が8億2,231万5,315円で、17.98パーセントを占めております。

庁舎や設備に係る維持補修費は1億4,779万9,361円を支出し、歳出全体の3.23パーセントとなっています。

これらの予算が適正に執行され、現金、財産についても、適切に措置されておりました。

結びになります。本組合は、甲賀市、湖南市の全ての市民生活にとって、快適な生活環境を守るために不可欠な、し尿処理、ごみ処理及び常備消防を担っております。いまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症の中、エッセンシャルワークであるという誇りと自覚を持ち、各事業それぞれの目的の実現のため、真に必要なとされる施策を十分に検証し、必要な部分に必要な支援を導入する判断、決定のもと、将来を見据えた適正な予算執行を望むものです。

今後も構成市との連携をより密にし、一層の経済性、効率性、有効性、透明性に留意した適正な事務運営を望むものであります。

以上、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計決算審査の概要報告とさせていただきます。

議長（田中新人） これから、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番、山岡光広議員。

5番（山岡光広） それでは、上程されています、議案第8号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算について、大きく2点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、第1は、43ページ、44ページの4款消防費、2目消防施設費、17節備品購入費に関わってです。

令和3年度では消防ポンプ自動車及び災害対応特殊救急自動車及び搬送用アイソレーターが購入されました。後段の49ページから始まる財産に関する調書、具体的には51、52ページの物品のところに、消防ポンプ自動車と搬送用アイソレーターの記載はありますけれども、災害対応特殊救急自動車の記載がないのは何故でしょうか。それが1点です。

関連してですけれども、消防ポンプ自動車と災害対応特殊救急自動車は更新ということでした。これまで使用していた車両等については、どう処理をされたのか、この点も併せてお伺いしたいと思います。

大きく2つ目は、全般を通してですけれども、燃料単価増の記載が見かけられます。ガソリンなど物価高騰の影響により、経費がどれだけ増えたのか、この点についてお伺いしたいと思います。

議長（田中新人） 質疑に対する答弁を求めます。

消防長。

消防長（本田修二） 失礼します。まず、1点目の1の①、そして②は、それぞれ関連する内容が含まれますことから、併せて御説明申し上げます。

まず、1の①でございます。議員御指摘の更新車両のうち、消防ポンプ自動車とアイソレーター装置の記載はあるが、災害対応特殊救急自動車の記載がないのはなぜかということに関しまして、消防ポンプ自動車とアイソレーター装置につきましては、それぞれが増車、増隊、増設ということとなっております。救急自動車は、増隊とはならない、車両の入替えという点にあります。

主な内容ですが、これは1の②に関連する内容も含まれますが、消防ポンプ自動車は、甲南消防署配備車両を更新したもので、これまで使用しておりました消防ポンプ自動車は処分することとなく、甲賀分署、これは現状救急自動車のみ配備しておりましたが、甲賀分署へ移管いたしまして、隊員の乗換え運用を行うことによりまして、甲賀町方面で発災する事案への初動対応の強化を図っておるところでございます。これは過去の全員協議会等でも一定の御説明を申し上げておりました。

また、アイソレーター装置につきましては、令和3年7月の組合議会にて、一定の説明を申し上げておったように記憶しておりますが、令和2年度から1台ずつ国庫補助を受けまして、整備、そして配備、これは石部分署と甲賀分署

にしたものでございます。いずれもが増設となっているものでございます。

一方、災害対応特殊救急自動車でございますが、石部分署配備の救急自動車を更新、これは、車両の入替えという形を取っております。災害対応特殊救急自動車の表記についてですが、これはあくまでも国庫補助金のメニューの名称に整合させたものとなっております。したがって、既に御案内のとおり、従前より、このメニューの補助金を受けて整備した車両も含め、救急自動車として一括りに記載しているものとなります。

なお、これまで使用しておりました救急自動車は、管内医療機関、これについては、当本部の救急救命士生涯教育の一環として、医療機関、病院等で御協力いただいております、そういった病院さんへ無償譲渡したものといたします。

したがって、救急自動車は、増車とならないため記載がないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中新人） 事務局長。

事務局長（水野誠治） 失礼します。山岡議員より御質問いただいた内容について、御説明申し上げます。

令和3年度は、円安、原油価格の高騰、流通コンテナの不足など、報道で取り上げられた年となりました。歳入歳出決算成果説明書において、29ページ、30ページにおいて、燃料単価の増としてお示ししたとおりでございます。

主に石油燃料の価格が高騰しております。令和2年度から令和3年度にかけて、全国のレギュラーガソリンの平均単価が値上げしております。当組合における使用実績の平均時間を、1リットル当たり28.78パーセントの値が上がっております。

このような状況の中、甲賀広域行政組合全体として、ガソリン、軽油などの車両燃料類から消防、衛生とともに、設備の燃料として使用する重油、いずれも価格高騰の影響を受けております。

令和2年度と3年度において比較すると、消防費では、重油、ガソリン、軽油の支出額で約310万円余りの増となっております。

また、衛生関係においては、その額が約190万円余りの増となっております。組合全体といたしましては、500万円を超える燃料費の高騰が経費の増となっております。

以上が、令和2年から令和3年にかけて、燃料費の高騰についての説明でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中新人） 山岡議員。

5番（山岡光広） ありがとうございます。1点だけ、物品のこの表との関係でお尋ねしたいんですけども、おっしゃったように、車両が増えた場合は増ということは分かりますけれども、入替えによって、総台数は変わらないけれども、車両そのものは入れ替わっているわけですよ。そういう場合には、この増のところに1、減のところに1というふうにして、プラスマイナスは変わりませんというふうに記載するのが普通ではないのかなというふうに思いましたので、質疑という形でお伺いをしたわけです。

実際に、車両は入れ替わっているわけですし、かつての車両は、おっしゃったように別のところで無償譲渡されて使われているということですので、そういった記載のほうが正確ではないのかなというふうに思うんですけど、その点どうでしょうか。

議長（田中新人） 消防長。

消防長（本田修二） 失礼します。再質問にお答え申し上げます。

ただいま御指摘賜りました御意見としまして、今後、記載の方法について一考の必要があるのかなという思いではおります。

ただし、過去から車両入替えの分につきましても、このような形を取っておりますものですから、従前の例に沿った内容で今回も記載させていただいたというのが実情でございます。

なお、今後表記につきましては、賜りました御意見を十分に参考にさせていただき、よりよい方向で、分かりやすい説明資料となるように努めてまいりたいと、このように考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

議 長（田中新人） 山岡議員。

5 番（山岡光広） ありがとうございます。頂きました消防年報のところにも、25、26ページのところに、消防車両の配置状況ということで、車両の車体番号も含めて、登録年月日も含めて、ずっと書いていただいているわけですね。これが正確ということであれば、やっぱり総台数ということではなくて、やっぱり入れ替わった場合には、そういうふうな記載で、かつての車両はこういうふうは無償譲渡したと、こういうふうなことが分かるようにしておかれたほうが、今後のためにもいいかなというふうに思いますので、消防長がおっしゃったことをぜひ配慮して、対応していただきますようお願いしたいと思います。以上です。

議 長（田中新人） これで、山岡光広議員の質疑を終わります。

続いて、8番、赤祖父裕美議員。

8 番（赤祖父裕美） それでは、議案第8号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑をいたします。

決算書は35ページなんですけれども、私は、歳入歳出決算成果説明書、ページで言うと19ページに詳細が出ています。4消防費、1消防費、1常備消防費391万6,362円の減となっています。

ここには、説明では、人件費と書いていますが、この減の内容についての詳細をお聞きしたいのと、その右側のページにも消防関係のほうで、今回のコロナ、また、熱中症の対応が書いていますが、前年に比べて救急発生件数が245件増加し、また、119番受信件数も748件と増加していますが、人件費が減っているという現状について、お聞きしたいと思います。

議 長（田中新人） 質疑に対する答弁を求めます。

消防長。

消 防 長（本田修二） 失礼します。4款消防費、1項1日常備消防費391万6,362円の減額に関しまして、その内容、また、後段、救急件数、119番受信件数の増加に伴う人件費の状況、理由については、相互に関連いたしますので、併せて御説明申し上げます。

本年3月議会で一定の御説明を申し上げた内容と重複する箇所もございますが、御容赦願います。

議員御質問の常備消防費全体で391万6,362円の減となっております、1日常備消防費の内訳ですが、歳入歳出決算書成果説明書19ページを御覧いただきたいと思いますが、ここに記載のとおり、消防職員に係る人件費、研修費、旅費、貸与費、そして、通信運搬費、庁舎管理等ランニングコストに係る経費、この様々な節ごとのトータルを常備消防費として計上し、また、その比較対象は、前年度、いわゆる令和3年度と、前々年度、令和2年度を比較する内容となっておりますので、そこで減額となった主な理由の一例としましては、議員御承知のとおり、昨年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、各方面で様々な事業、イベントが中止、縮小あるいは延期となる

など、甲賀消防も例外なく同様に、コロナ禍以前、これまで実施していた事業を見直し等せざるを得ない状況となったものでございます。

また、コロナ禍における新たな生活様式が導入される中、各所属における時間外勤務手当の抑制に向け、様々な工夫を凝らし、職員の働き方改革に向けた見直し、取り組んだ一定の効果として、その結果、時間外勤務手当等、大幅に減額に至ったものということとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（田中新人） 赤祖父議員。
8 番（赤祖父裕美） この2問目についての御答弁はいかがでしょう。改革の中で時間外を少なくしてという、改革が行われたということですが、この件数がかなり増えているにもかかわらず、この部分で減少しているというところで、救急搬送される方についても支障はなかったのか、また、現在、そういった人件費について支障はないのかどうかについて、お聞きしたいと思います。

議 長（田中新人） 消防長。
消 防 長（本田修二） 失礼します。まず、この常備消防費の職員手当の関係でございますが、議員御指摘のように、出動の件数が大幅に増加しております。これに伴いまして、個々で見た場合に、特殊勤務手当という区分で、この細かな方法には上がってこないわけなんです、この中に出動手当というのが入ってまいります。出動手当を捉えて見てみますと、出動手当自体は、前年度と比べて、21万2,000円の増額ということになっておりますし、もちろん、救急救命士もそういった事案に出動してまいりますので、救命士の手当も同様に増額という形になっております。

ところが、先ほど申し上げましたように、総トータルで391万6,362円の減額ということになっておりますので、個々で捉えた場合には、御指摘のような増額となっているものもございますし、先ほど御説明申し上げましたような職員の一定の取組によりまして、時間外勤務手当は大幅に減額となっているといった相殺の結果、この391万6,362円という形となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（田中新人） これで、赤祖父裕美議員の質疑を終わります。
1 番（西村慧） それでは、引き続き、上程されております議案第8号、令和3年度一般会計歳入歳出の認定を求めることについてということで、質問をさせていただきます。

赤祖父議員と同じように、4款消防費、1項消防費、1日常備消防の中の8節の普通旅費に限定をして質問をさせていただきます。ちょっと重複する点があると思いますが、よろしく願いいたします。

これにつきましては、予算現額497万7,000円となっておりますが、決算書を見させていただきますと391万4,307円にとどまっております、執行率に換算しますと78.6パーセントになっており、不用額は106万2,693円と、100万円以上の不用額が発生しております。これについて、主な執行状況と不用額100万円が発生した経緯について、できるだけ具体的に御説明をいただければと思います。よろしく願いします。

議 長（田中新人） 答弁を求めます。
消 防 長（本田修二） 消防長。
消 防 長（本田修二） 失礼いたします。それでは、8節旅費に関する御質問に関し、主な執行状況と、それから、100万円以上の不用額が発生した経緯、理由について御説明申し上げます。

なお、先ほどの赤祖父議員からの議案質疑なりと関連する部分もでございます

が、御容赦願います。

議員御承知のとおり、令和2年度当初から、感染拡大が続く新型コロナウイルスの影響によりまして、昨年度におきましても、様々な事業やイベントが中止、延期等なされております。

一例を申し上げますと、コロナ禍以前の対面研修による会議の多くがウェブ会議であったり、又は書面会議に切り替わるなど、新しい形での開催となりましたことによつて、甲賀消防としましても、会議場所への移動時間、又、移動経費の削減、感染防止対策に効果的であるといったことから、そのメリットを生かしつつ、ウェブ会議を開催することが可能となるよう、今年度の予算にも計上させていただいていますように、必要なライセンスの年間使用料を予算計上しまして、従来の対面型の会議からウェブ会議、あるいは書面会議へとシフトしてきたものが主な原因となっております。

対面会議につきましても、必要最小限の参加、さらには、移動手段も、公共交通機関から極力公用車に切り替えるなどいたしまして、感染防止対策としての徹底を行った結果、旅費が大幅に減額となったことが大きな要因と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中新人） 西村議員。

1 番（西村慧） 一点、再質問をさせていただきます。

消防長、御説明のとおり、コロナ禍が令和2年度から始まっておりまして、なかなか対面であったりですとか、公共交通を使ってという状況が控えられているという現状は承知をしております。

私はいなかったんですけど、平成2年度の決算を見させていただきますと、これについては、執行率が、預金については95パーセント程度あるということで、いい感じに予算を組まれているなというような状況であったんですけども、令和3年度については、もうちょっと対面が増えるであったりとかを想定して予算を立てられて、この100万円が、ちょっと残念ながらまだコロナ禍が収束しなかったというような状況だったのかなというふうに予想しますけれども、ちょっとその認識が合っているのかどうかを教えてくださいたいと思います。

議長（田中新人） 消防長。

消防長（本田修二） 失礼します。再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘の令和2年度の結果ですけれども、御指摘のような状況で、これは間違いございません。

令和2年度の決算につきましても、この令和3年度の決算につきましても、上半期の状況から、一旦は9月補正によって、減額の補正を行っております。下半期の動向に注視しながら、このコロナの情勢がどのようになっていくか、これによって、従来の参加型の会議が可能になるかどうかということも予想しながら、注意深く見ておったんですが、なかなか収束しないといったことから、令和3年度の下半期については、やはりウェブ会議の開催が多くなったということで、大幅に減額、執行残という形になったということでございますし、令和2年度の決算につきましても、9月に一旦その旅費の分を補正をかけておりますし、2年度と3年度の会議の開催内容については、やはりこの3年度のほうは、ウェブ会議、又、書面会議、従来の対面型会議から切り替わったという内容が多くなったと記憶しております。

以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（田中新人） これで、西村慧議員の質疑を終わります。

続いて、6番、松井圭子議員。

6 番（松井圭子） 同じく、議案第8号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算について、2点について質疑を行います。

まず1点目、5款諸収入、2項雑入、1目雑入、1節雑入の中の市指定ごみ袋収入が、前年度に比べて981万7,000円増額となっています。湖南、甲賀での販売実績についてお尋ねをします。

次に、2点目、3款衛生費、1項清掃費、3目ごみ処理費、14節工事請負費で、工事項目の減により、定期点検整備工事が前年度と比べて2,502万5,000円減額となっていますが、詳細についてお尋ねします。

議長（田中新人） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

事務局長（水野誠治） 失礼します。松井議員の質疑に対し、答弁いたします。

1点目の市指定ごみ袋収入の増減の内容でございます。詳細についてでございます。

令和3年度のごみ袋売上げの内訳といたしましては、家庭用ごみ袋が各市内で販売された枚数から、甲賀市内で販売された枚数が9,910万円、湖南市内で販売された枚数が6,133万円となっております。また、事業系のごみ袋については、当組合において販売したもので、1,010万2,000円の収入がございます。

また、ほかのこのごみ袋の販売の中で、ごみ袋に記載しております広告収入といたしまして、72万円がその内訳となっております。

なお、令和2年度における売上げの内訳については、甲賀市内で販売された分が9,837万7,000円、湖南市内で5,258万9,000円となっており、事業所用のごみ袋については、973万9,000円、広告収入については増減なしの72万円となっております。

それで、販売実績の推移といたしまして、令和元年度では、前年度比較の販売額が、約1,024万7,000円の増となっております。また、令和2年度では、対前年度比較で915万4,000円の減となっており、令和3年度は、前年度比較で982万7,000円の増となり、おおむね1,000万円というような大きな金額ですが、変動の幅が推移しているのが現状でございます。

2点目のごみ処理施設の工事請負費の2,502万5,000円の減額のことでございます。

工事請負費の計上項目である焼却施設の定期点検整備工事におきましては、議員御承知のとおり、令和2年度から着手している基幹的設備改良工事の部分と重なるところがございます。例年している点検項目の点検整備工事の中で、基本的設備改良工事で改修するところの内容の重複部分等を十分に精査した中での減額幅、重複内容の精査内容の結果がこの金額となったことが、その要因でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中新人） 松井議員。

6 番（松井圭子） 答弁いただきました。ごみ袋収入が1億7,053万2,400円と、今、事務局長のほうから、家庭用と事業用を言っていたんですけども、経過の中で、令和元年度と比べて、令和2年度が955万円減額ということで、そのこともあって、3年度が増額ということかなというふうに思うんですけども、コロナ禍でやはりごみの量が増えたようなことが言われていますが、この販売量とごみ量の関係性についてお尋ねします。

議長（田中新人） どうぞ。

衛生課長（松本博彰） ただいまの松井議員の再質疑に対しまして、御答弁申し上げます。ごみの推移といたしましては、先ほど、局長が申しましたとおり、令和元

年度後半以降、コロナ禍ということで、家庭系ごみ袋の販売が大変増加したという状況がございました。それから、令和元年度の1月、2月、3月も増加いたしました。

それに対しまして、令和2年度は一定その部分が減少したという状況が発生したかというふうに思われます。

また、令和3年度につきましては、令和2年度で減少をいたしておりまして、令和3年度はその分が回復したと。この推移につきましては、先ほど販売枚数という答弁がございましたが、うちの収入としましては、各小売店舗様への買取りという状況になっておりますので、その収入がうちの収入とという形になるものでございます。

大型店舗様の在庫状況によりまして、そういった枚数の変動が生じているものというふうに思いますし、又、ごみの推移につきましては、令和元年度、若干家庭系増となりましたが、その後、コロナ禍による減少の中で、ほぼ横ばいというような推移の状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（田中新人） これで、松井圭子議員の質疑を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（田中新人） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（田中新人） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第8号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

議 長（田中新人） 挙手全員であります。

したがって、議案第8号、令和3年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

議 長（田中新人） 日程第5、議案第9号、令和4年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者（生田邦夫） それでは、議案第9号の提案理由を御説明申し上げます。

本補正予算案は、歳入歳出それぞれ1,219万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億9,603万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、前年度の繰越金の確定により、3,915万8,000円を繰越金に増額計上し、負担金につきましては、それぞれ負担区分に応じて、5,135万7,000円を減額いたします。

歳出につきましては、総務費一般管理費において、職員2名分の人件費を消防部局からの出向により、消防費から支出することなどにより、1,740万円を減額し、監査委員費では、全国、それから、近畿、三地区都市監査委員会研修会などの中止に伴い、旅費、使用料及び賃借料、合わせて15万7,000円を減額いたしました。

衛生費では、焼却灰の運搬業務委託などの契約額確定、それから、廃棄物処理施設整備のアドバイザー業務委託の執行見直し、それから、全炉停止期間

を短縮することができたことによる、可燃ごみ外部搬出量の減により、委託料を減額いたしますが、人事異動に伴う人件費の増額及び電気料金の高騰による需用費・光熱水費の増額により、113万8,000円の増額をいたします。

それから、消防費では、消防本部の3階の女性用の仮眠室設置工事に係る工事請負費を550万円増額いたします。

公債費につきましては、令和3年度に借り入れました地方債の利子確定により、衛生債では113万8,000円を、消防費では14万2,000円を減額いたします。

最後に、複数年度にわたる事業に係る債務負担行為ですが、令和5年度の市指定ごみ袋取扱業務、ごみ処理施設、粗大ごみ処理設備及び焼却灰の処理設備、それから、管理業務委託、可燃ごみ受入れ業務委託、分析業務委託、焼却施設定期点検整備工事、薬剤、薬ですね、薬の購入、また、令和5年度から令和7年度までのごみ焼却灰等運搬業務委託について、債務負担行為を設定いたします。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（田中新人） これから、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8番、赤祖父裕美議員。

8番（赤祖父裕美） 議案第9号、令和4年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、一定質疑をいたします。

今少し説明をされたように思いましたが、9ページ、3衛生費、4ごみ処理施設整備事業費、12委託料の1,134万2,000円の減について、その内容について、もう一度お聞きしたいと思います。

議長（田中新人） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

事務局長（水野誠治） 失礼します。赤祖父議員の質疑にお答えいたします。衛生費、ごみ処理施設整備事業費委託料の減額内容でございます。

現在実施しております、ごみ処理施設の基幹的設備改良工事における共通系設備の改修工事により、6月から7月にかけて25日間、全ての焼却炉を停止しました。その間、搬入された可燃性ごみを外部の民間処理施設に搬出し、処理をする費用でありましたことから、その外部搬出に係る事業費の契約確定による差額が発生したこと、又、関係市、関係機関、住民の皆様の御協力の下、当初の計画より1日、搬出する日が短縮しまして20日間となりました。適正に搬出が実施できたことから、不用額となった外部搬出に係る費用といたしまして、1,134万2,000円を減額するものでございます。

その内容ですが、減額の単価の差というものが、約523万2,000円、外部搬出先として、この搬出が、計画であれば、伊賀市内の施設と大阪府の和泉市内の処理施設の2箇所を計画しておりました。その計画の中で、今回、伊賀市内の処分場で全ての処理が可能となったことから、移動距離等に係る経費、239万1,000円ですが、これが減額となりました。

また、792万3,000円は、搬出量が減ったことで、それを合わせたものを踏まえた中で、1,134万2,000円の減額となったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

8番（赤祖父裕美） 結構です。

議長（田中新人） これで、赤祖父裕美議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

松原議員。

10番（松原栄樹） 通告していませんけど、1つ、質疑します。11ページの補正

予算の給与明細の中で、その他の特別職、1万2,000円の増額とあります。
これは何か理由があるのでしょうか。

議 長（田中新人） 質疑に対する答弁を求めます。
それでは暫時休憩します。再開は11時20分にします。
（休憩 午前11時12分）
（再開 午前11時19分）

議 長（田中新人） 休憩前に引き続き、会議を再開します。
事務局長。

事務局長（水野誠治） 失礼します。松原議員の御質問にお答えいたします。
特別職の人数が増えているという、人数が変わっているというところですが、令和4年度から、情報公開審査会であるとか、個人情報保護審査会、この委員さんを1人ずつ増やしていったこの人数に、全部で11名であったところから、この13になったというところがございます。
以上、答弁とさせていただきます。

議 長（田中新人） 以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（田中新人） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
続いて、これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論を許します。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（田中新人） 討論なしと認め、討論を終わります。
これから、議案第9号、令和4年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）

議 長（田中新人） 挙手全員です。
したがって、議案第9号、令和4年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

議 長（田中新人） それでは、日程第6、一般質問を行います。
質問の通報がありますので、発言を許します。
1番、西村慧議員。

- 1 番（西村慧） 議席番号1番、西村慧です。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。
昨年11月に、組合議会議員に選出いただきまして、早や1年弱が経過いたしました。当組合議会におきまして、本会議でありますとか、一般質問を通じまして、公正公平な行政執行を常にチェックをさせていただきますと同時に、若い世代の一員としても、積極的に新たな角度で提案に努めてまいります。引き続きよろしく願いいたします。
さて、今回の一般質問では、甲賀市、湖南市の2市で共同処理をされている3つの事務のうちの1つである、火薬類許認可に関する事柄についてお伺いをさせていただきます。
昨今、市民の方からいただいたお声をそのまま質問に代えさせていただきます。1問のみであります。通告にしがいまして、発言をさせていただきます。
それにつきましては、煙火、花火打ち上げ、仕掛けに関する届出についてのことです。
花火大会や運動会などで、煙火、一般的には花火を打ち上げたりする場合は、滋賀県知事等の許可を受けなければならないと認識をしております。しかしな

がら、一定数量以下の煙火を消費しようとする場合は知事等の許可は不要であります。当該地域の消防当局の事前の届出をしなければならないとされているようです。つまり、この甲賀地域、甲賀市、湖南市で、一定数量以下の花火の打ち上げを実施する場合は、本組合に届出を行わなければならないということです。

昨今関係されている市民の方から、これらの手続について、当局の書類の処理等について、ちょっと円滑でないのではないかとあつたり、消防本部内の消防署によって統一性のある対応がなされていないのではないかとというお声を多少いただきました。

このことにつきまして、消防行政全体の業務に対しましては、ほんの一部で限定的なことではあります。市民の皆さんの疑問払拭と信頼の更なる向上という意味で、この場をお借りして、3つに分けて質問をさせていただきます。

まず、1つ目は、本組合に対して、届出の必要な対象についてです。

甲賀広域行政組合火災予防条例第45条では、火災と紛らわしい煙等を発する恐れのある行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届けなければならないとされており、その2項に、煙火、手持ちのおもちゃの花火を除くものの打ち上げ、また仕掛けが挙げられています。つきましては、その具体的な数値、数量をお伺いいたします。

次に、2点目です。当該条例の規定により提出をされる届出書に関して、消防本部内における取扱いと、提出者に対する写し交付等の流れについて確認をさせていただきたいと思っております。

行政手続においては様々あります。許可であつたり、様々ありますが、特に届出は、その性質上、単に届出の通知をすれば、手続きとしては完結するものであると認識をしており、届出で済むものについては、届出後、即時、当該届出書の写しなどの交付が行われ、完了するものだと認識をしております。

しかし、本件のような花火の届出に関するものについては、すぐに通知がもらえずに、後日また来てくださいますとあつたり、郵送でお送りしますというような状況もあるようです。

この届出という行政手続にもかかわらず、実際このようなタイムラグが生じる経緯についてお伺いさせていただきたいと思っております。

3つ目です。届出法において、実施者に求めていることの有無などについてです。

先述いたしました。届出という手続が終わった後の花火の打ち上げを行う当該地域によっては、実施日の当日に各消防署へ実施の電話連絡を求めているところがあると聞きました。逆に言うと、同じ甲賀地域の消防署にも関わらず、消防署によっては実施連絡を求めているところもあるようです。

このような点から、小さな点ではありますが、甲賀消防という組織の中で、統一性の確保という観点から、このような事実があるのかないのかと、あるのであればそれに対する所見をお伺いしたいと思います。

以上3つであります。些細なことではありますけれども、統一性と公平性という観点から質問させていただきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

議長（田中新人） 質問に対する答弁を求めます。

消防長。

消防長（本田修二） 失礼します。まず、議員御質問の理由の後段に触れられておりますように、消防機関として許可ないし届出に関して、それぞれの定義に基づき事務処理を行っておるところです。

中でも、許可の効果は、行政機関の裁量を入れることのできない羈束行為として位置づけられておりまして、一般的禁止事項、禁止行為を特定の場合、あ

るいは一定の許可要件の下にそれらに対処し、行う行政行為、すなわち許可となりまして、この場合、煙火消費してはならないということを解除することでありまして、煙火処理してもよいということとなります。

しかしながら、これはあくまで、煙火消費してもよいということであって、煙火消費しなければならないというものではないとする一方、届出は、許可に満たない数量等の場合に、あらかじめ行政機関に届出を提出願い、届出事項を行政機関内部で周知するといった内容になるものと理解しております。

なお、これらいずれも数量の違いはありますが、潜在する危険性に違いはないものと承知しておるところでございます。

そこで1の1点目。甲賀広域行政組合火災予防条例第45条に基づく、煙火、これは玩具用の煙火を除きますが、この打ち上げ、そして、仕掛けの具体的な対象についてお答えいたします。

具体的な対象につきましては、玩具用煙火を除く指定数量以下の全ての煙火消費が対象となってまいります。一例を挙げるとしますと、地域や地区で実施されるような比較的小規模な花火大会で実施されるような花火も該当することとなってまいります。

また、これら当該行為を行おうとする日の3日前までに、管轄する消防署へ所定の届出書により提出いただくことを求める内容ということとなります。

この一方で、指定数量を越える煙火消費につきましては、火薬類取締法施行規則第90条の2によりまして、火薬類譲受、あるいは消費許可の申請を提出、そして、許可を受けていただく必要があると。

本消防本部におきましても、平成22年4月1日から、この火薬類譲受、消費許可に係る許可事務を行っておるところでございます。これが1の1点目でございます。

そして、1の2点目でございますが、この提出された届出書に関し、消防本部内部における取扱いとその写し交付等の一連の流れにつきましては、まず、書類は先ほど申し上げました管轄する消防署へ、正副2部提出を求めます。書類受理後は速やかに受付処理を行うとともに、内容を審査し、署長決裁を経た後、副本に届出済印を押印後、届出者に副本を返付する内容となっております。御質問の写し交付等がこれに該当するのかなというふうに考えております。

最後、1の3点目でございます。届出書提出後でございますが、煙火の打ち上げ等の実施までの間におきまして、消防本部として実施者に求める内容ですが、当該届出書を提出いただいた後、再度副本を取りに来庁願っているというところです。また、その届出内容や記載事項に訂正などがあれば、副本の返付時にその訂正を求めているといった内容となります。

さらに、当該行為の認定、また、時間、内容等に変更がある場合は、その旨も連絡いただくようお願いしているというのが実情でございます。

この管内の消防署の現状ですけれども、甲南消防署で打ち上げ実施日に連絡を求めていたようでございます。これは、これまで私の経験則からも、過去に事前の連絡もなく、実施日、あるいは、その時間を変更して行われたケースや、また、あるいは煙火、打ち上げ花火等による火の粉と思われる火炎によりまして、その他火災、あるいは、建物火災へと拡大し、発生したケース。また、打ち上げ時の気象条件によりまして、中止を促すような場合も想定されるということから、甲南消防署ではこのような対応をしているということを知っております。甲南以外の他署においては、必要に応じ、消防署から確認しているということですが、今後は、届出者から各消防署に実施の旨を一報いただくよう、統一した見解で、この処理期間についても見直しを図ってまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（田中新人） 西村議員。
1 番（西村慧） 丁寧なお答え、ありがとうございます。2点、質問と確認をさせていただきますと思います。

1点目が、2項目めの届出書類の返送日時、返送のタイミングについてなんですけど、一般的に、私も市民の方々も、届出というと先ほど冒頭に申し上げたとおり、すぐにもらえるものなのかなというような認識をしておるんですけども、当該届出については、何日ぐらいで決裁、署長さんの最終的な確認を終わられて、届出者の方の手元に渡ることというのが1点と、2点目、消防長に御説明いただいたとおり、甲南消防署だけが事前の連絡を求めているということでしたが、今後は全て統一するというように聞こえたんですけども、そのような認識でよかったのかという確認をさせていただきますと思います。2点お願いします。

議 長（田中新人） 消防長。
消 防 長（本田修二） 失礼します。再質問にお答え申し上げます。書類の処理の期間でございますが、若干消防署によりまして、勤務しております人数に違いがありますので、おおむね聞いておりますところ、3日間から6日間程度で、内容を審査して、副本を返せるような状態にあるということでございます。

2点目でございますが、先ほど申し上げましたように、これまで消防署によって若干の取扱いの違いが生じているということをお指摘いただいておりますので、今後は管内消防署統一した展開で、統一した運用を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（田中新人） 西村議員。
1 番（西村慧） ありがとうございます。今回は、本当に的を絞った質問とさせていただきますいたんですけども、市民の皆さんにとっては、ちょっと1つ何かずれが生じているというような状況があった場合、取扱いの統一性とか公平性をさらに担保していただくことで、本当にさらなる信頼向上につながると思います。今、消防長が言われたとおり、統一いただくということでしたので、今後とも、よろしくお願いを申し上げ、1問ではありましたが、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議 長（田中新人） これで、西村慧議員の一般質問を終わります。

続いて、5番、山岡光広議員。

5 番（山岡光広） それでは、2点にわたって一般質問をさせていただきます。救急出動に関わることです。関連しますので、一括して質問させていただきます。

まず、1つは、新型コロナウイルス感染拡大の問題です。御承知のように滋賀県も全数把握を見直したために、市町ごとの陽性者が分からなくなりました。滋賀県全体で見ますと、昨日、10月13日現在で、累計ですけど、陽性者は23万8,557人となっていて、新たな陽性者は、医療機関で診断された方が477人、それから、検査キットの配付や陽性者登録センターでの集約というのが56人で、合計533人となっているということです。

病床の占有率は25パーセント前後ですので、下がってはきていますけれども、引き続き自宅療養を余儀なくされている人もおられます。病床占有率が一番多かったこの9月前後、このときには9月の初めに、30代の男性が自宅療養中に急変して、救急搬送されましたけれども亡くなるという、こういう事例が滋賀県でも起きたと報道されておりました。

そこで改めて、次の点についてお伺いしたいと思います。

この間の救急搬送出動で、コロナ関連はどれだけなのかというのが1点です。

2つ目は、119番通報で救急車が出動し、現場に駆け付けますけれども、受入先が決まらず時間を要した、いわゆる困難事例、以前もこの点お聞きしましたけれども、改めて、今日のコロナ状況を踏まえてお尋ねしたいと思います。

3つ目は、他の消防署管内では、救急搬送に当たる職員の皆さんが、コロナ感染するなどの事例が発生していますけれども、甲賀署管内ではどうか。

それから、4つ目は、改めてコロナ感染防止対策は万全か、この点についてお伺いしたいと思います。

それから、大きく2つ目は、今年も異常な猛暑、酷暑の日が続きました。しかも、高温多湿が多いだけに、熱中症を引き起こす要因ともなっています。冒頭、管理者のほうから、増えていると、こういう報告もありましたけども、今年も熱中症で搬送された事例が多いということです。実際の件数や年齢や場所の特徴についてお伺いしたいと思います。

議長（田中新人） 質問に対する答弁を求めます。

消防長。

消防長（本田修二） 失礼します。まず、①の1、甲賀管内における救急搬送出動に占めるコロナ関連について、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、未だ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症でございますが、第7波の7月後半から8月、特に当管内におきましては、お盆の前後頃から出動件数が大幅に増えまして、8月の救急要請状況につきましては、前年比192件増の698件の事案が発生しております。

その内訳は、コロナ患者自宅療養者などの移送件数が65件、発熱患者等、これは陽性判明の方の医療機関への搬送が67件の合計132件がコロナ関連となります。

令和3年のコロナ関連件数が年間を通して60件であったことと比較しますと、現在もなお続く第7波による感染拡大は、例外なく当消防本部にも大きな影響をもたらせたと認識しております。

次に、①の2でございます。受入先が決まらず、時間を要した困難事例については、先ほどのコロナ関連件数132件のうち、救急現場において、医療機関交渉などに30分以上を要する事案は27件ありました。また、1時間以上要する事案は3件発生しております。この中でも、8月15日に発生いたしました事案は、139分の時間を要しまして、コロナ患者入院調整を行う県のCOVID災害コントロールセンターを通じた病院交渉に、114分の時間を要したことが主因であると承知しております。

次に、1の③、そして、④につきましては、相互に関連する内容も含まれますことから、併せてお答え申し上げます。

まず、感染防止対策に関し、これまで過去の議会等、あらゆる機会を通して御説明申し上げますように、サージカルマスク、感染防止等の標準予防策に加えまして、N95マスク。これは、通常よりもウイルスの捕集効率の高いマスクです。それと、タイベックスーツと言いまして、全身つなぎ型の防護服。さらには、感染患者を隔離するための2台のアイソレーター装置等を駆使し、万全を期した感染防止対策を実施した上での活動を行っております。

したがいまして、これまでのコロナ患者の移送、あるいは搬送業務において、濃厚接触となるような事案は発生していないものと承知しており、当該救急活動に起因する救急隊員等の感染事案は発生しておりません。

続いて、大きく2点目でございます。この救急搬送のうち、熱中症で搬送された事例の件数、年齢、場所などの特徴に関する御質問でございますが、議員御指摘のように、今夏は猛暑、酷暑の日照りが続く中、30度以上の真夏日が前年よりも14日多く60日、又、35度以上の猛暑日は、前年よりも9日多

く12日、それぞれカウントされております。

これに伴い、令和4年5月から9月末までの熱中症救急件数、これはその疑いも含みますが、件数は106件でございます。前年57件から49件増加しておるとい状況でございます。

救急搬送人員につきましては、108名を数え、過去5年間の間では、平成30年に127名を数えておりましたが、これに次ぐ2番目の多さとなっております。

発生場所別の構成比でございますが、住居及び屋外の公衆出入り場所で増加傾向がございます。屋内の公衆出入り場所及び仕事場では減少傾向にあるといったこととなっております。

また、年齢別構成比から見ますと、15歳未満が前年5.2パーセントに対し、今年13.8パーセント、そして、15歳以上65歳未満は前年43.8パーセントに対し、今年37.9パーセント、65歳以上は、大幅な有意差は認められないといった状況でございます。

若年層におけるコロナ、これはオミクロン株感染が比較的重症化しにくいといったことから、若年世代の外出志向が強まったことも、若年層の熱中症の微増につながった要因、例えば、これはクラブ活動の再開であったり、夏祭りの開催等とも関連しているのかなど、認識しているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議 長（田中新人） 山岡議員。

5 番（山岡光広） ありがとうございます。救急出動の中で、コロナ関連というのは、これで計算しますと、2割ちょっとということですよ。結構多いのではないかなというふうに思いますし、消防長も増えているという認識を持っています。

その中で、いわゆる困難事案ですけれども、これは先ほどおっしゃったのは、この132件に対しての困難事案と、こういう理解でいいんでしょうかね。その場合は、どちらかといえば、コントロールセンターに、言わば現場から問い合わせせて、受入先をお願いするということですので、このコントロールセンターで十分、そこでの調整時間がかかると、ということなんでしょうか。逆に言うと、そこはもうコントロールセンターをお願いするしかないという、そういうことなのかどうか。その点、改めて、確認も含めてお尋ねしたいと思います。

それから、全体の、いわゆるその698件の出動の中で、コロナは132件だということなんですけれども、コロナ以外の、いわゆる一般疾病、例えば事故等も含めてですけれども、こういう中で、困難事例というのがあるのかないのか、その点もちょっと教えていただければありがたいなと思います。

議 長（田中新人） 質問に対する答弁を求めます。

消防長。

消 防 長（本田修二） 失礼します。再質問に対する答弁を申し上げます。

まず、議員御指摘のように、全体の2割程度が該当するということですが、この困難事案132件に対して、COVIDコントロールセンターで調整に時間を要すると捉えるかどうかということですが、全てが全て、このCOVIDコントロールセンターが介在するという場合にはございませんので、これも当管内と県内の他本部が同じような状態で、同じ時間帯にコロナ対応をするような救急事案も含まれますので、それぞれ、どこがCOVIDコントロールセンターを介するかということもございますが、単独で医療機関と交渉しなければならないようなケースもございます。全てが全て、コントロールセンターが介在するということではございません。

そして、この時間に関しましては、滋賀県の場合ですと、大幅に現場滞在時

間が極力少なくなるように、一部、報道発表されている、国におけるこの評価基準ですけれども、30分以上現場滞在かつ4箇所の病院交渉が搬送の困難事案とされており。当該基準によって評価しますと、本消防本部においては、集計上、発生なしということになっています。

これはなぜなら、このコロナのコントロールセンターが、基本的には調整していただくということになっておりますし、当該以外の一般救急につきましては、滋賀県独自の基準がございます。これは4回目ルールというのがありまして、医療機関と交渉し、4度目はもう受けていただけると。これは、済生会病院であったり、滋賀医大の病院が必ず受け入れする体制が構築されております。これは県内の医師協議会等が中心となって、県独自の受け入れ実施基準が、本年3月に策定されておりますので、比較的搬送困難な事案は少ないのかなという思いがいたしております。

先ほど御紹介いたしましたものは、これはコントロールセンターを通じた救援交渉に114分の時間を要したという事案がございましたけれども、比較的少ないのではないかとこのように感じております。

以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（田中新人） 山岡議員。

5番（山岡光広） ありがとうございます。ちょっと分かりにくい、私が理解しにくい部分もあったので、ちょっと再度確認します。

おっしゃったように、コロナ以外の、いわゆる出動の中で、困難事例というのは、滋賀県の基準からすると、ないということなんでしょうか。いわゆる、確かに4回目ルールというはあるかもしれないけれども、つまり、4回目になって、医療機関にお願いした場合は、それもう基本的に受け入れていただくということですけども、1回目から3回目までも含めて、言わば、連絡を取っている間に、調整をしている間に非常に時間がかかったという、そういう事案はあるのかなのか。

一般論ですけども、コロナの感染拡大が広がっていく中で、いわゆる一般診療にも影響しているのかな、ないのかなって、その点をちょっと確認したかったので、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、もう1つ、いわゆるそのコントロールセンターのことですけども、そのコントロールセンターは、消防長がおっしゃるように、甲賀の管内の問題じゃなくて、滋賀県全体の問題ですよ。滋賀県全体の問題として、甲賀と同じような事例、事案の件数がもしあったとすれば、やっぱりそれは滋賀県のコントロールセンター全体を見直すというか、改善するというか、そういうことも必要じゃないかなというふうに思うんですけども、その点については、該当する、甲賀署だけではなくて、例えば、琵琶湖、滋賀県全体で関係するところが県に要望等をされているのかどうか、改善のための要望等をされているのかどうか。

改善というのは、色んな改善の方法があると思います。スタッフの充実もあるやろうし、同時に受け入れられる、言わば病床の確保ということもあろうかと思っておりますので、その点も含めてお尋ねしたいと思います。

議長（田中新人） 管理者。

管理者（生田邦夫） 外れたこと言わんように。すみません。お聞きしたいんですけども、難しい御質問をなさっていると思います。回数だけで全てという思いはありません。難しいんですけど、できるだけ甲賀病院は二次救急のところまで受け持っているという形になっていますね。二次救急、三次救急とかいろいろ話がありますが、ほんまの意味から言うと、厳密な意味で二次救急がどこまで、三次救急がどこまでやということは、そんなんありません、ありま

せん。

それから、4回目ルールというのがありますけれども、4回、それだったら、その間の回数だけじゃなしに時間をどれだけ費やしたかということもありますので、そう厳密に事務的な話ではないと思ってください。

滋賀県における緊急体制を充実させるためにはいろいろあります。例えば、小児の救急が、滋賀県下において十分機能しているかと言ったら、していません。4つのブロックに分けていると言いますが、実際には、していません。もう1つ、精神の緊急に関しては、それ以上に何もなしておりません。一応精神の救急体制というのは取ってるんですけども、精神科の病院も受け取りません。ほとんど受け取りません。一般の救急において受け取っておるという実状であります。

確かに補助金も出てるんですけども、精神の救急というのは、滋賀県においては機能していないと言い切ってもいいと思っております。時間の問題、それから、回数の問題というのはあるんですが、最終的にはみんながそれぞれ努力して、人間関係を利用しながら、どっかにねじ込まなきゃならんという思いでやっとなるんですけど、非常に難しい局面であると思えます。

それはマンパワーの問題、何やったら補助金を出したらそれで体制が整うかと言ったら、そうじゃないと思えます。普段からの付き合いのルートを利用しながら、色々待っている時の救急隊の人たちがどこまで進んでいるかということのを問合せながら、ほんなら、別のルートを利用しながら、ちょっと頼み込んでみるわなということをする場合もあります。

そうやって、あれやこれやでやっとなるんですけども、今のところは大きな問題を起ささないようにという形で、みんなが現場において配慮しているというふうに思ってください。しんどい局面がずっと続いとるんですけども、それでもやっていかなきゃならんというふうに思っております。

それぞれが医療機関において、それぞれが努力しなきゃならんと思えますが、問題発言があるかも分かりません。コロナのバブルであります。医療現場もそうございまして、非常に問題発言しておりますが、これはいつまでも続かないという形で、実は昨日も甲賀病院の現場にいる人たちに申し上げましたけど、コロナのこの時期はウィズコロナの状態、ある面においたら受け入れながら、ある意味においたら冷静にしなきゃならんというふうに言っております。

第8波が来るまでに、今こそ準備しなきゃならんというものがたくさんございます。その後の体制にみんなが行こうと、コロナを扱っている病院も、コロナを扱っていない病院も、それから、外来診察している開業医の先生方、医師会の先生方も、それから、介護の現場も準備しなきゃならんし、もちろん消防、救急やってる者たちも準備しなきゃならんと思えますし、もう明らかに、今こそチャンスでございますので、色んな救急体制と同時に、コロナを扱っている色んな問題も、今こそチャンス、このチャンスを逃したら、この年末から来年早々にかけては、要するに、インフルエンザのウイルスとコロナのウイルスというのが同時に進むと。国の統計としては、1日70数万人が発生するという状態がありますし、現場においては、色んな形の設備、それから連絡網、それから人間関係、色んなことを言って気合を入れていかなきゃならんと思っております。

答えにはならないんですけども、山岡議員のおっしゃっていることについては、非常に答えにはならないんですけども、非常に現場としては苦しい思いしながら進んでいこうと思っております。

我々も気合入れて、救急も体制を整えていかなければならんと思っております。緊急の現場で要るオーダーというのは、そこそこそれなりに決まっているとい

うことは確かでございます。文句も言わずに、ようよう耐えているというのが現状でございます。

答えにならないですけれども、1人の人間として、現場にいるものの悩みと現状維持というのは1つやと思って、聞いていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（田中新人） 消防長、補足説明。

消防長。

消防長（本田修二） 失礼します。まず、受入先が決まらず、時間を要した困難事案、これはコロナ関連で123件ございます。このうち、救急現場において、病院交渉等に30分以上要した事案、これは1時間以上要した事案も含めると30件ございます。

また、コロナ関連以外の救急事案で30分以上要した事案は5件でございます。これは、内訳としまして、交通事故により複数の傷病者が発生し、活動に時間を要したケースが1件、そして、高齢の認知機能低下の方が屋外において急病で倒れておられた。この人定を確認するのに時間を要したケースが2件。発熱による傷病者、これは、子供さんが発熱で、お母さんが要請をされたわけなんですけれども、そのお母さんがパニックになり、状況把握に時間を要したケースが1件。残り1件は、これはコロナの診断はなかったといったことから、コロナ関連に含まれてはおりませんが、発熱が認められたことによりまして、調整に時間を要したケースが1件となっております。

最長の事案は、高齢の認知機能の低下によって屋外において倒れられた、2件のうち1件でございますが、この事案で46分。なお、この5件の評価でございますが、コロナ禍以前の令和元年の同時期、8月の困難事例は6件ございました。令和元年の月平均の困難事案の発生件数は1月当たり9.25件であることから、コロナ関連を除く困難事案は大幅に増加することなく、例年並みであるのかなというふうに考えておりますし、これも、ひとえに各医療機関の献身的な受入れ状況の改善、これが、コロナ禍においても奏功しているものと評価しております。

滋賀県全体の問題で、困難な問題、改善の要望をされているのかどうかということでございますが、コロナの災害コントロールセンターの人員も考えておりますし、なかなか改善要望ができないと。できないというよりも、向こうも一生懸命対応いただいておりますし、私どもの救急隊も、もちろん一生懸命対応しておりますので、そういった中で動いているというのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中新人） これで、山岡光広議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

お諮りします。

本定例会において議決された案件について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中新人） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

議長（田中新人） これで、本日の日程は全部終了しました。したがって、令和4年第3回甲賀広域行政組合議会定例会を閉会します。どうも御苦労さまでございました。

（閉会 午後0時03分）

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

同 議会議員 松原 栄樹

同 議会議員 西村 慧